

企業誘致条例にもとづく支援（新設・増設）

高島市
充実の支援体制

【新 設】市内に事業所・工場等を有しない企業が、新たに事業所・工場等を設置する

【増 設】市内に既存の事業所・工場等を有する企業が、生産の拡充のために
事業所・工場等を新たに設置または拡張する

【支援の要件】① 規則に位置付ける業種（製造業は対象）

② 新設や増設に伴う 投下固定資産 が5,000万円以上（土地を除く）

③ 新たに雇用される市内従業員の数が、操業前後1年間で3人以上

企業立地助成金（R8拡充①）	雇用促進助成金	地域農林水産品活用助成金
【5年間】 ・法人市民税均等割額の1/2 ・投下固定資産に対する 固定資産税の 1年目 100% 2年目 75% 3～5年目 50%	【単年度】 ・新規雇用 市内従業員1人あたり 10万円 ※転入者、障がい者は20万円 ※限度額 1,000万円	【単年度】 工場等の設備投資に 地域林産品を活用した場合、 購入費用の10%以内 ※限度額 500万円 【3年間】 原材料として 地域農林水産品を活用した場合、 仕入れ価格の20%以内 ※限度額 100万円 ※ 助成金を受けるには、所定の 審査会で助成対象となるための 「指定」を受ける必要があります。
企業立地助成金（R8拡充②）	工場等誘致促進助成金	
西浜産業用地への立地で 【5年間】 ・法人市民税均等割額の1/2 ・投下固定資産に対する 固定資産税の 1～3年目 100% 4年目 75% 5年目 50%	【単年度】 道路や上下水道、水路等の 公共的施設の整備費用の1/2 ※投資額に応じた限度額 200億円以上→1億円 100億円以上→5千万円 50億円以上→3千万円 5億円以上→1千万円	

企業活動支援奨励金（既存立地企業への支援）

高島市
充実の支援体制

市では、新規立地企業ばかりでなく、既存企業についても「企業活動支援奨励金」を交付し、その企業活動、経営基盤強化を支援しています。

【対象】市内で3か月以上継続して事業を営み、以後 3年以上継続して事業を営む見込みがある事業者

【設備投資奨励金】新規立地と異なり、投下固定資産額の要件なし

【雇用増進奨励金】前年基準日と比較して増加した市内従業員の数が、5人（※）以上

※従業員数11人～20の小規模事業者は2人、10人以下は1人

※ 奨励金の1/2を 地域通貨「アイカ」でお渡しし（上限50万円）、市内の経済循環を促進しています。

設備投資奨励金	工場等誘致促進助成金	地域農林水産品活用助成金
【3年間】 ・投下固定資産に対する 固定資産税の1/2 ・法人市民税均等割額の1/2	【単年度】 道路や上下水道、水路等の 公共的施設の整備費用の1/2 ※投資額に応じた限度額 200億円以上→1億円 100億円以上→5千万円 50億円以上→3千万円 5億円以上→1千万円	【単年度】 工場等の設備投資に 地域林産品を活用した場合、 購入費用の10%以内 ※限度額 500万円 【3年間】 原材料として 地域農林水産品を活用した場合、 仕入れ価格の20%以内 ※限度額 100万円
雇用促進奨励金	要件を満たした 新設・増設の場合のみ	
【単年度】 前年基準日と比較して増員した 市内従業員1人あたり 10万円 ※転入者、障がい者は20万円 ※限度額 1,000万円		

※ 設備投資奨励金は、毎年5月頃～9月20日までの申請受付
 ※ 雇用増進奨励金は、毎年1月が申請受付

『広報たかしま』で、申請受付開始頃にご案内。

高島市 工場立地法準則条例（令和6年4月1日施行）

高島市
充実の支援体制

- ・特定工場に対して国が定める「緑地面積率等」を、市の実情に合わせて、条例で緩和
- ・高島市において製造業は、従業者数、純付加価値額でトップの産業
- ・市内経済と雇用を支える主要産業として、新規立地はもとより、DXや生産性向上に向けた事業所の拡張や設備投資を促進する必要がある

区 域	住居・商業地域	準工業地域	工業地域・工業専用地域	左記以外
緑地面積率	国：（一律）20%以上			
	20% 以上	10% 以上	5% 以上	10% 以上
環境施設面積率（緑地含む）	国：（一律）25%以上			
	25% 以上	15% 以上	10% 以上	15% 以上
重複緑地算入率	国：敷地面積×緑地面積率×25%まで			
	敷地面積×緑地面積率×50%まで			

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金【通称：F補助金】

原子力発電施設の周辺地域の雇用促進と産業振興を目的に、該当する地域に立地する企業に対して、（新規で）増加した電気料金の支払実績に基づき、補助金が交付されます。（製造業ほか高島市が定める業種が対象）

対象要件

- （1）電力契約：新規立地・増設に伴う電力契約の新規契約、または増加契約をしていること
 - （2）雇 用：雇用者（雇用保険被保険者）が3人以上増加すること
- ※新設投資で1,000万円、増設投資で500万円以上の場合、特例加算を受けることができます。

対象地域

高島市内では、旧マキノ町と旧今津町への立地に適用

交付期間

新・増設した半期の翌半期から最大8年間

電気料金の
概ね40%を
最大8年間
補助！

高島市 他の支援制度

高島市
充実の支援体制

【固定資産税の優遇】

高島市は、「地域未来投資促進法」および「中小企業等経営強化法」に基づく基本計画を作成し、それぞれ国の承認および同意を得ています。これらの基本計画に基づく事業については、固定資産税の優遇を受けることができます。

【地域未来投資促進法】

- 交付要件 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者で、国の先進性の確認を受けた者
 - 特例対象 土地、家屋、構築物
 - 特例措置 固定資産税を3年間課税免除
- （注意）固定資産税の減免のほか、法人税や不動産取得税の優遇もあります
※詳しくは、ホームページをご覧ください



（県HP）

【中小企業等経営強化法】

- 対 象 者 中小企業者等
- （注意）大企業の子会社は除く
- 対象要件 先端設備等導入計画の認定を受けた者
 - 特例対象 年平均の投資利益率が5%以上とすることが見込まれる設備（償却資産）
- （注意）認定経営革新等支援機関による事前確認が必要
- 特例措置 固定資産税の課税標準額が3年間、2分の1に軽減
- ※詳しくは、ホームページをご覧ください



（市HP）

【お問い合わせ先】 高島市商工観光部 商工振興課 産業用地推進室
TEL: 0740-25-8514 mail: shoko@city.takashima.lg.jp